

緑の大地ふるさとしょうわ寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、緑の大地ふるさとしょうわ寄附条例(平成20年昭和村条例第24号。以下「条例」という。)により基金の積み立て、管理、運用及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ)

第2条 寄附金の受入れは、随時行うものとする。

2 寄附を行おうとするときは、寄附金申込書(様式第1号)を村へ送付するものとする。

3 寄附金の払い込みは、村から送付された振込み用紙により金融機関から村に送金するものとする。

4 前2項の場合において、村長が特別な事情があると認めるときは他の方法により寄附の申込み及び払込みをすることができるものとする。

(寄附金の管理)

第3条 寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳(様式第2号)を整備するものとする。

2 基金の一部または全部を処分しようとするときは、条例第2条に掲げる事業ごとに、処分の内容を記録しておくものとする。

(寄附金の額)

第4条 寄附金は、一口5,000円とする。ただし、村長が認める場合はこの限りではない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月 1日から施行する。